

瀬戸市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第25号

瀬戸市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市生活保護法施行細則（平成15年瀬戸市規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請書)</p> <p>第4条 <u>法第24条第1項の申請書</u>は、生活保護法による保護申請書によるものとする。</p> <p>2 <u>施行規則第1条第5項の申請書</u>は、生活保護法による葬祭扶助申請書によるものとする。</p> <p>3 <省略></p> <p>(決定通知書)</p> <p>第5条 <u>法第24条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第25条第2項の規定による通知</u>は、保護決定通知書又は保護申請却下通知書によるものとする。</p> <p>2 <省略></p> <p>(調査依頼書)</p> <p>第7条 <u>法第29条第1項の規定により資料の提供等を求める依頼</u>は、調査依頼書によるものとする。</p> <p><u>(扶養照会書等)</u></p>	<p>(申請書)</p> <p>第4条 <u>施行規則第2条第1項の書面</u>は、生活保護法による保護申請書によるものとする。</p> <p>2 <u>施行規則第2条第3項の書面</u>は、生活保護法による葬祭扶助申請書によるものとする。</p> <p>3 <省略></p> <p>(決定通知書)</p> <p>第5条 <u>法第24条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）及び第25条第2項の規定による通知</u>は、保護決定通知書又は保護申請却下通知書によるものとする。</p> <p>2 <省略></p> <p>(調査依頼書等)</p> <p>第7条 <u>法第29条の規定により調査を囑託し、又は報告を求める依頼</u>は、調査依頼書によるものとする。</p> <p>2 <u>要保護者の扶養義務者に対する扶養義務の履行についての照会</u>は、扶養照会書によるものとする。</p>

第8条 法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために、要保護者の扶養義務者に対する扶養義務の履行についての照会は、扶養照会書によるものとする。

2 法第24条第8項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、要保護者の保護の開始について通知するときは、生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者への通知書によるものとする。

3 法第28条第2項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、生活保護法第28条第2項の規定に基づく報告書によるものとする。

(入所・養護依頼書)

(入所・養護依頼書)

第9条 <省略>

(保護金品の支給方法等)

第8条 <省略>

(保護金品の支給方法等)

第10条 <省略>

(就労自立給付金申請書)

第9条 <省略>

第11条 施行規則第18条の4第1項の申請書は、就労自立給付金申請書によるものとする。

(就労自立給付金決定調書)

第12条 法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給するときの決定調書は、就労自立給付金決定調書によるものとする。

(就労自立給付金決定通知書)

第13条 法第55条の4第1項の規定により就労給付金を支給するときは、就労自立給付金決定通知書により通知するものとする。

(徴収金等納入申出書)

第14条 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から法第78条の規定に基づく徴収金の納入に充てる旨の

<p>申出は、徴収金等納入申出書によるものとする。</p> <p>(諸書類の様式)</p> <p>第15条 <省略></p>	<p>(諸書類の様式)</p> <p>第10条 <省略></p>
--	--

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。